

土岐市 曾木地区

令和6年度

【地域の概要】

- 本市は、市域面積の約65%が山林であり、中山間地域特有の狭小な農地が多く存在している。
- 濃南地域の耕地面積は131ha、うち曾木地区は45haであり現状2団体（個人1、法人1）で耕作を行っている。
- 農家の高齢化や後継者不足により、更なる遊休農地の発生が懸念されており、農地の集積・集約及び受け手の確保・育成が必要。

①取組開始前の状況や課題

中心経営体への集積へ向けた課題

○地域計画策定に向けた「協議の場」を開催し、(農)曾良の里で現状約11haが経営面積として耕作しているものを、ほ場整備を実施することで約20haを目標としたいため、ほ場整備対象土地所有者から仮同意を得て、県営土地改良事業への採択に向けた事前準備の必要がある。

○その採択申請を行うために、ほ場整備対象土地の所有者を会員とする地元推進協議会を設置し、仮の換地設計や農地の高度利用、高収益作物の導入計画などの事業内容についての概要の作成が必要。

○地元負担金が発生するため、割安な金融制度や借受方法などの手続き、県営事業に対する負担金の支払い方法を明確にし、実施可能な具体的手法の検討が必要。

②取組内容

○定例会の実施（原則毎月開催）

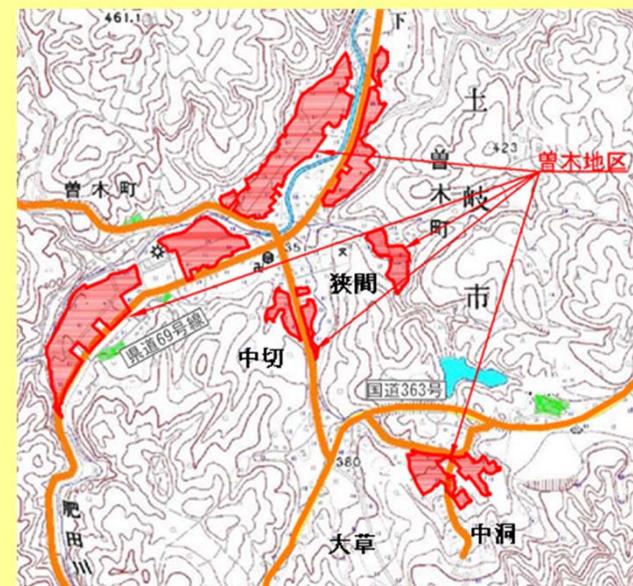
月に一度、県営土地改良事業への採択申請に向けた各種計画書の策定のための打合せを、地元市議や地区の支所長、農業委員会事務局や農業普及員が同席する中で実施し、今年度中に採択要件を満たす法手続きや申請資料の作成に努めた。

○ほ場整備対象の土地所有者への訪問（令和6年4月～令和7年3月）

地元協議会のほ場整備事業への取組内容や収支決算の報告、及びほ場整備事業への申請のための本同意書を貰うため、土地の所有者や耕作者への訪問を行い、同意書（100%同意）を整えた（※地元協議会の役員に農業委員1名および最適化推進委員1名が兼任している）。

○対象土地の農振農用地の編入対応（令和6年8月～令和7年2月）

ほ場整備対象土地の中で農振農用地の区域に入っていない筆について、編入の同意及びその手続きについて農業委員会の総会で審議し、賛同を得た。



③今後の展開と方向性

- 農地が耕作放棄されない体制を整えるためにほ場整備事業が実現できるよう地元協議会を支援していく。
- 集積・集約を行う(農)曾良の里の構成員が高齢であるため、法人として長く経営ができるよう若い担い手にも声掛けしていく。